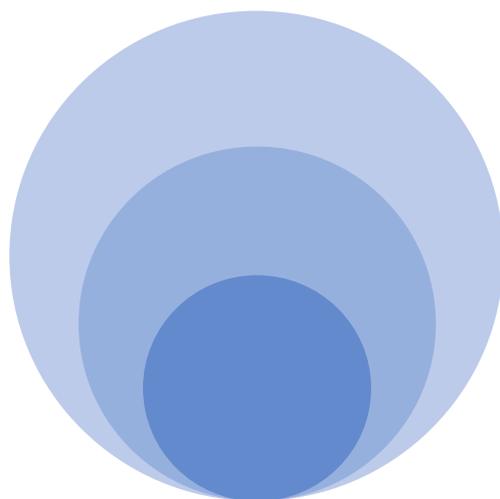


富山市官民連携提案制度 運用指針



令和6年3月
富山市

はじめに

本格的な少子・超高齢化社会を迎え、本市のような地方都市においては、地域経済の好循環が実現しなければ、「地域社会の担い手が減少し、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高いとされています。

こうした中、本市では、将来にわたって持続可能な都市を構築するため、これまで「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」を政策の中心に据え、様々な分野の施策を包括的に推進することによって、総合力の高い、誰からも「選ばれるまち」を目指してきました。

さらに、昨今の情報通信技術のめざましい発展や脱炭素化の世界的加速、コロナ禍など、都市を取り巻く環境が大きく変化する中において、**新たな潮流を見定め、あらゆる変化にしなやかに対応できる、自律的で持続可能な都市経営**がますます重要となってきています。

一方、本市の公共資産に目を向けてみると、老朽化や機能低下、人口減少や市民ニーズの変化に起因する低・未利用資産の増加といった喫緊かつ長期的課題に直面しています。

また、市民のライフスタイルや価値観が多様化する中、地域が抱える課題も年々複雑化・高度化しており、行政だけでこれらの課題を解決することは難しく、このままでは地域の活力低下に繋がりがねません。

本市では、これまでも指定管理者制度やPFI事業をはじめ、多くの官民連携事業に取り組み、財政負担削減や維持管理の効率化が図られてきました。一方で、その多くは行政発意による市の事業であり、一定程度の仕様を満たす必要があるなど提案内容が制約されていることから、民間事業者のノウハウや技術を十分に活かしてきていない側面も考えられます。

限られた経営資源の中で山積する課題を解決し、しなやかで強い、持続可能な都市経営を実現していくためには、厳しい市場競争の中で培った民間事業者の独自のノウハウや技術が最大限に発揮される官民連携をこれまで以上に推進していくことが必要不可欠です。

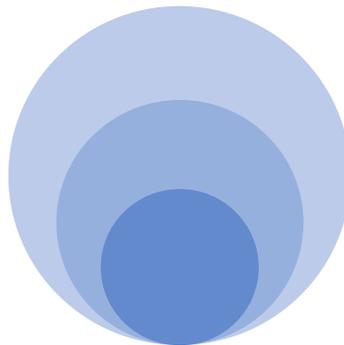
本指針は、その第一歩として、**民間事業者の発意による提案を、市と民間事業者が対等な関係で協議をした上で事業化を決定する「官民連携提案制度」**の実施にあたり、基本的な考え方を定めるものです。

本市では今後、本指針に基づき、**民間事業者の自由で独創的な発想や企業経営ノウハウを大胆に取り入れ、市と民間事業者が共に新たな公共サービスの形を探り、地域課題の解決と地域経済の成長を目指していきます。**

1 制度概要

- 官民連携提案制度は、公共空間の活用に関し、従来の手法や発想にとらわれない、民間事業者ならではの**独創的な提案**を求め、地域課題の早期解決や地域経済好循環の実現を目指し、市と民間事業者が**対話を重ねながら共に事業化**を図るものです。
- 本市が募集するテーマ等に関する内容であれば、民間事業者の考える独自のアイデアやビジネスモデルを民間事業者主導で企画し提案することができます。
- 本市に提案いただいた内容は**知的財産（知的創作活動の中で生み出される財産的価値を有する情報）**として取り扱います。
- 提案が採用され、本市との協議が調い事業化が決定した際には、**提案者と契約等の締結を行い、事業を実施**します。
- 提案を採用した場合であっても、協議が調わないなど、提案内容の実現ができなくなった場合は、事業化しないこととします。

2 基本コンセプト



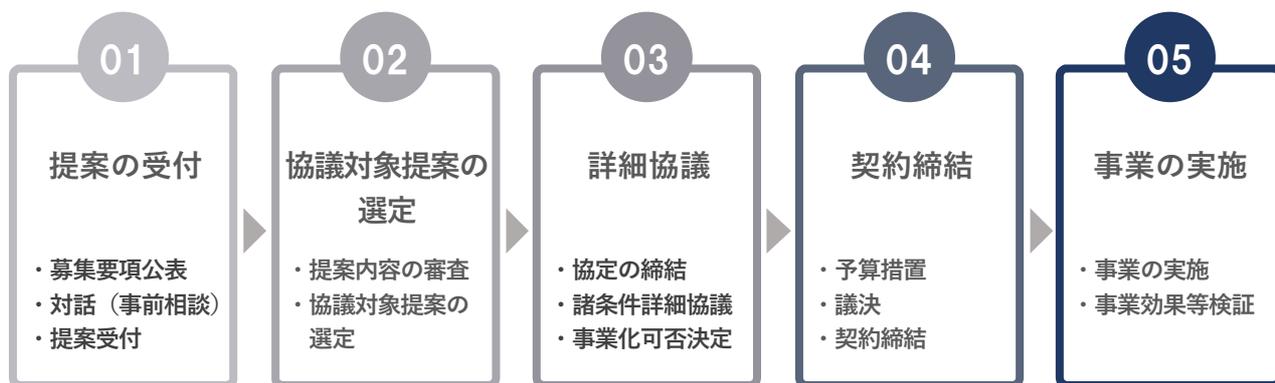
地域資源を活かし、ひとを育て、まちを育む
しなやかに、まちを強く

「地域社会の担い手が減少し、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルを断ち切り、持続可能な都市経営を実現するためには、地域資源を活かし、地域の稼ぐ力を高め、所得を地域内で循環させながら拡大する、地域経済好循環を生み出していくことが大切です。

同時に、未来を創る人材を育てることも必要です。社会経済情勢が急速に変化する時代の中で、仲間を集め、共感の輪を広げながら、新たな価値を生み、持続可能な地域を創り出す担い手を育てることが、しなやかに強い都市経営の実現に繋がります。

本制度を通じて、潜在的な地域資源の価値を紡ぎ出し、未来の担い手を育てながら、持続可能なまちを育んでいくことを目指し、本制度の基本コンセプトを「**地域資源を活かし、ひとを育て、まちを育む** —しなやかに、まちを強く—」とします。

3 事業実施までの流れとポイント



01 提案の受付

- ・ 提案の募集を行うときは、提案を求めるテーマ等を記載した募集要項を公表します。
- ・ 与条件の整理や対話によるブラッシュアップのため、**対話（事前相談）を必須**とします。
- ・ 募集要項とは別に、将来提案を募集する予定の案件を、**ロングリスト**として公表します。

02 協議対象提案の選定

- ・ 原則、提案者によるプレゼンテーションを実施し、審査委員会において提案内容を審査します。
- ・ 審査の透明性を確保するとともに、ビジネススペースのプロジェクト実現を図るため、対象に応じ、第三者からの意見を踏まえ**協議対象提案の選定**を行います。

03 詳細協議

- ・ 協議対象提案に選定された提案者を交渉権者とし、本市と交渉権者は、提案内容の事業化に向けた**協定を締結**し、諸条件等について**詳細協議**を行います。

04 契約締結

- ・ 協定に基づき協議を行った結果、**協議が成立(双方が合意)**した場合は、本市と交渉権者は必要な**契約等を締結**します。
- ・ 契約の内容によっては市議会の議決が必要となる場合があります。

05 事業の実施

- ・ 交渉権者は、事業者として提案事業を実施します。
- ・ 市は、事業の効果等を検証するため、必要に応じモニタリング調査を実施します。

4 提案の要件

(1) 提案内容

- 提案内容は、本市が提案募集に際して公表する「募集要項」に記載するテーマに関するもので、次のいずれかに該当するものとします。

①地域課題の解決に繋がるもの

②まちの魅力や価値向上に繋がるもの

③地域経済の好循環に繋がるもの



- 本制度の基本コンセプトを踏まえ、事業を実施する際には、**市内事業者との連携、地元雇用、地域資源の活用など、地域経済に資するビジネスモデルの構築**に努めるものとします。
- **本市の新たな財政負担を伴わないことを原則**としますが、数年後に投資回収ができる見込みが立つものや、トータルコストが縮減されるものなど、本市の都市経営に貢献する提案として、本市が予算措置をすべきと判断した場合は、この限りではありません。

(2) 対象外となるもの

- 公共サービスの向上を伴わない、単なる事業（施設）の廃止や未利用市有地の購入のみを目的とする提案
- 本市が既に実施している事業で単に事業実施者となろうとする提案
- 単に自社製品等を斡旋しようとする提案
- 市や第三者が企画を実現することを期待するだけの提案
- 法令等に抵触する事業を含む提案

(3) 提案できる方（資格要件等）

- ① 提案者は、提案内容を自ら実行できる意思と能力（ノウハウ、資金等）を有する**民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主、各種団体**とします。
- ② 複数の事業者が連携して提案を行う場合は、グループの代表者と構成員を明らかにし、各々の役割分担を明示することとします。
- ③ 提案の受付期間の最終日において、次のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - イ 会社更生法、民事再生法又は破産法に基づく手続開始の申立てをしている者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者
 - オ 国税又は市税を滞納している者
 - カ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

5 提案の受付

(1) 提案の募集方法

提案の募集にあたっては、この運用指針とは別に、募集方法、募集期間、対象となるテーマ、その他必要事項等を定めた募集要項を作成し、市ホームページ等にて広く公表します。

(2) 募集期間

公平性・透明性・公正性を確保するため、募集期間は3～4カ月程度設けます。

(3) 対話（事前相談）

与条件の整理や対話による提案内容のブラッシュアップにより、事業の実現可能性を高めるため、**提案前の対話（事前相談）を必須**とします。

(4) 留意事項

① 費用負担

提案に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。

② 提出書類の取扱い・著作権等

- ア 提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、提出書類は原則返却しません。
- イ 提出書類については、提案審査以外では提案者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。
- ウ 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。
- エ 提案者が事業実施者となった場合、提出書類の著作権は本市に帰属するものとします。

③ 法令等の順守

提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。

④ 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 提出書類に虚偽の記載をした場合
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ その他

その他、提案に関し必要な事項は、個別に募集要項において定めます。

ロングリストの公表

早い段階から情報を提供し、事業参画に向けた検討を促すことや官民対話を通じた課題整理を行うことを目的に、今後、提案募集が見込まれる案件を**ロングリスト**として公表します。

6 協議対象提案の選定

(1) 資格審査

- 提出された書類により、提案者(グループの場合はその構成員)について、参加資格を満たしているか審査を行います。
- 審査の結果、参加資格及び提案の要件を満たしていることが確認された提案を有効提案とし、審査結果を提案者に通知します。
- 審査結果に対する異議は、申し立てることができません。

(2) 提案審査

- 審査委員会において、提案内容について審査します。
- 審査委員会は、提案者によるプレゼンテーションを受けて総合的に審査を行うこととし、対象に応じ、第三者からの意見を踏まえ協議対象提案の選定を行います。
- 協議対象提案としての選定は、市との事業化に向けた詳細協議を行うことを決定するものであり、事業化を決定するものではありません。
- 審査(採決)の区分は次のとおりとします。

採用 (一部採用含む)	協議対象提案として事業化に向けて協議を行うもの。 (採用となった提案者を交渉権者とします。)
不採用	事業化に適さないもの、現時点では実現困難なもの、本制度による事業者を選定することが不相当と判断されたもの等

(3) 提案審査の着眼点

提案審査は、次の着眼点を踏まえ、提案内容毎に行います。

項目	着眼点
独創性	・提案内容に独自の発想やノウハウ、技術、行政だけでは生み出せない付加価値があるか
公益性	・市民ニーズや地域特有の課題に応じた提案であるか ・まちの魅力や総合力の向上が図られる提案であるか ・地域経済の成長に資する提案であるか
実現性	・事業計画の具体性があり、実現性が高い提案であるか ・事業実施体制を確保できるか

(4) 審査結果の通知・公表

- 提案審査の結果は、提案者に対して通知します。
- 採用となった提案は「提案名、提案者名、提案概要」を市ホームページで公表します。

7 事業化に向けた協議

(1) 協定の締結

- 協議対象提案の提案者を交渉権者とし、交渉権者と本市は、提案内容の事業化に向けた**協定を締結**します。

(2) 詳細協議

- 協定の締結後、交渉権者と本市は、事業化に向けた諸条件、事業開始時期、事業期間、必要な手続きの調整等について詳細協議を行います。
- 協議期間は、原則として協定締結から1年以内としますが、交渉権者と本市が協議し、双方が合意した場合は、協議期間を延長できるものとします。
- 協議の結果、双方が合意に至らなかった場合は、協定を解除します。その場合、交渉権者が協議に要した費用やリスク等について、本市は責任を負いません。

8 契約・事業実施

(1) 契約締結

- 交渉権者と本市は、詳細協議により双方が合意した場合は、提案事業の実施にあたり必要な契約等を締結（随意契約）します。
- 本制度は解除条件付きの制度であり、交渉権者との協議が成立した場合においても、当該事業について市議会での議決が得られない等の理由により、提案事業の実施ができなくなった場合、提案は事業化されません。

(2) 契約の時期

交渉権者と本市は、概ね次に定める時期に、契約を締結します。

ア 市議会の議決が必要な場合は、議決後

イ アに該当しない場合は、協議が成立した時点

(3) 事業実施

- 契約締結後、交渉権者は事業者として、責任を持って提案事業を実施することとします。
- 事業者と本市は公共サービスを連携して担うパートナーとして、お互いに誠意をもって提案事業の遂行に努めるものとします。

9 その他

- この指針に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定めます。
- この運用指針は、令和6年3月19日から施行します。